

令和7年度 水田活用の直接支払交付金単価について

令和7年3月時点

■ 交付対象者 交付対象水田※において、販売目的※の交付対象作物を生産する農家・集落営農組織等

※たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外です。

また、令和4年～令和8年において、一度も水稻作付もしくは1ヶ月以上の湛水管理をしておらず、

令和7年、8年において連作障害を回避する取組をしていない農地は、令和9年度以降は交付対象外になります。

※実績報告として、出荷・販売を確認できる書類を提出していただきます。

販売を行わなかった場合や、出荷・販売状況を確認できる書類が提出できない場合、交付金の取り下げや返納が発生します。

■ 水田活用の直接支払交付金の単価表（10a当たり・基幹作の場合）

◆県及び市協議会段階の加算措置（B及びC）については、今後の国との協議や、予算の配分・取組実績等に応じて、交付単価や技術メニュー等に変更が生じる場合があります。

交付対象 作物（水田）	国の基本 単価 （A）	県段階の加算措置（B）		市協議会段階の加算措置 （C）		農業者等への 交付単価 （A+B+C）
		国設定の 加算措置	県設定の 加算措置			
小麦	35,000円	—	—	技術メニューに3つ以上 取り組んだ場合（※1）	12,000円	35,000円 ～ 47,000円
大豆	35,000円	—	拡大分 （※2） 9,000円	技術メニューに3つ以上 取り組んだ場合（※1）	15,000円	35,000円 ～ 59,000円
飼料作物	35,000円 ※播種を行わない 場合 10,000円	—	—	—		10,000円 ～ 35,000円
子実用 とうもろこし （飼料作物）	35,000円	—	新規・拡大分 9,000円	技術メニューに1つ以上 取り組んだ場合（※1）	10,000円	35,000円 ～ 54,000円
WCS用稲	80,000円	—	新規・拡大分 9,000円	—		80,000円
加工用米	20,000円	—	—	技術メニューに1つ以上 取り組んだ場合（※1）	18,000円	20,000円 ～ 38,000円
飼料用米	収量に応じ、 55,000円～ 105,000円 ※飼料用米は 一般品種の場合 55,000 ～ 85,000 円	—	R5からの 複数年契約 （※3） 9,000円	技術メニューに2つ以上 取り組んだ場合（※1） （※3）	14,000円	55,000円 ～ 128,000円
			R6からの 複数年契約分 （※3） 9,000円			
			新 R7からの 複数年契約分 （※3） 9,000円			
			—			
米粉用米			—	—		55,000円 ～ 105,000円
新市場 開拓用米 （輸出用米等）	—	20,000円 複数年契約 （新規分） 10,000円	生産性向上の取組 技術メニューあり 9,000円	技術メニューに1つ以上 取り組んだ場合（※1）	10,000円	20,000円 ～ 49,000円
そば・なたね	—	20,000円	—	—		20,000円
重点振興 野菜	<対象品目> 枝豆、にんにく、ピーマン、トマト、ミニトマト			10,000円		10,000円
地域振興 野菜	<対象品目> 玉ねぎ、アスパラガス（※4）、なす、きゅうり、 とうがらし、セリ			8,000円		8,000円

（注）複数年契約とは3年以上の契約を指します。

※1：市協議会段階の小麦・大豆・子実用とうもろこし・加工用米・飼料用米・新市場開拓用米は、生産性向上技術メニューの取組を実施することで加算対象となります。
各種取組メニューは別紙をご覧ください。

※2：主食用米以外の水稻への輪作を前年大豆面積の2割以上実施した場合に、前年大豆面積から拡大した面積分が加算対象となります。

※3：飼料用米の県段階・市段階の助成については、専用品種（ゆたかまる、えみゆたか）で取り組んだ場合のみ対象となります。

※4：育成期間中のアスパラガスに限り、通常の肥培管理を行うことで交付対象とします。

※5：生産者と需要者の間で出荷・販売契約が結ばれており、契約数量、販売価格又は販売価格の設定方法、契約不履行に対する違約事項が規定されている必要があります。